

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2021年（令和3年）12月9日

準備書面(557)

—東電による「他人の損害論」批判—

福島地方裁判所いわき支部 民事第1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 小野寺利孝

弁護士 広田次男

弁護士 鳥飼康二

弁護士 佐藤美由紀

弁護士 米倉勉

1 本件損害の請求に関する被告の基本的理解の欠落

(1) 被告の求釈明

被告代理人は、本年 9 月 1 日の進行協議において、原告の今後の主張・立証について、以下のような釈明を求める発言をした。

すなわち、「原告 A は、家庭菜園でトマトを育てていたが出来なくなったが、原告 B にはそうした事実はない。」という事例を挙げて、原告側は、原告 A、B・・・それぞれが被った損害について、個別の損害立証をするのか

(原告各自が、それぞれの体験した個別の損害を積算したものを請求するのか)、それとも原告A及びB・・・という原告ら全員に「共通する損害」のみを請求する(そのような主張・立証をする)予定か、と尋ねる趣旨である。

これに対する回答はいずれも「否」であるが、この被告の発問が意味するのは、集団訴訟たる本件において、原告が一律請求している避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という2つの損害の内容・法的意味について、以下のとおり、被告がその根本的な理解を誤解ないし曲解していると解されることである。

(2) 1陣訴訟一審判決の「共通損害論」

その第一は、本件1陣訴訟の一審判決が採用した「共通損害論」の誤りを想起させる。すなわち、被告が述べたのは、原告らに生じた多数の被害を、共通損害と個別損害に区別し、原告はそのうち「共通の損害」のみについて一律請求をしている(審理の対象とする)のだという想定であるが、原告はこのような請求をしていない。

被告のこのような「共通損害論」は、大坂空港訴訟最高裁判決が採用した一律請求論である。しかしこの論旨は、当該事件が空港周辺住民の騒音被害であるという特殊性に依拠して、「損害の内容においても程度においても共通する損害」を抽出することが可能であり、そのような損害だけを一律請求している事案であるからこそ採用された損害論である。しかるところ、本件における被害は、その内容も程度も原告ごとに異なるので、大坂空港訴訟最高裁判決の損害論は、全く妥当しない。当然であるが、この一陣訴訟第一審の判示は、控訴審の仙台高裁判決によって全面的に否定された。

(3) 1陣上告審(被告の上告受理理由書)における「他人の損害論」

被告の誤った理解・主張の第二は、「他人の損害に基づいて慰謝料を認定している」という主張である。被告は、1陣訴訟上告審の上告受理申立理由書において、「他人の損害論」とでもいべき、以下のような主張を展開している。

すなわち、原判決は、「原告全員には生じていない『損害』を基準に、一律の慰謝料認定をしている」と批判するものであり、「同一区域にいる『他人』の精神的苦痛の基礎事情をも勘案して慰謝料の認定を行っている」、あるいは

は「個々人の居住場所自体と離れた『地域』全体の事情を抽象的に認定した上で、『地域』の事情が、恰も相手方（原告）ら全体に当てはまる事情であるかのごとく損害の認定をしている」と批判する指摘である。

要するに、各原告の損害認定において、当該原告自身が体験した損害ではなく、「他人の損害」すなわち別の原告が受けた損害や、地域全体の事情を、当該原告の受けた損害であるかの如く認定している、という主張であるといえる。

この主張は前提として、本件において原告が請求している2つの慰謝料について、いずれも、各原告が個別に体験したそれぞれの被害事実だけを、各原告の損害として算定・積算された合計が、原告各自についての損害として請求されているという理解に基づいている。しかし、原告はそのような損害把握をしておらず、以下に詳述するとおり、「故郷喪失損害」ないし「日常生活阻害」という共通の損害事実について、「包括的損害把握」による損害評価がなされるべきものと主張している。

(4) 包括的損害把握の必要性

本件における被害事実（損害を基礎づける具体的な諸事情）は、極めて多岐に渡り、また原告ごとに多種多様であるのが特徴である。

例えば、豊かな自然を享受する生活が奪われた被害事実として、原告らはそれぞれ「家庭菜園における様々な収穫の断念」、「鮎釣り」、「山菜採取」、「キノコ採り」など、様々な具体的体験を無数に語っている。また、地域における親密かつ広範な人的関係、社会関係が失われた事実として、「青年団や消防団での活動」、「近隣との親しい交際」、「孫と三世代同居の大家族の生活」などの様々な場面が述べられる。あるいは職業生活における生きがいや価値の喪失として、「事業経営の発展・成果の達成感」、「農作物を育てる喜び」、「先祖から承継した家業を発展させ、次代に引き継ぐ喜びと責任感」などの多様な事例が挙げられる。また、地域の伝統文化を享受することの喜びや、これを通じて地域の住民同士が深く関わることの価値として、「地域の寺社の運営」、「三匹獅子舞の継承」、「野馬追への参加」など、様々な事例が挙げられ、その断絶による価値の喪失が述べられる。それぞれの具体的な内容は、人に

よって異なり、極めて多岐・多様であり、無限とも言うべき多様な被害事実が体験されているのである。

そして、これらの多様な被害をなす様々な諸事情が重なり、相互に関連・影響し合うことにより、被害は拡大し、一層大きな損害を形成しているのが特徴である。そのような中で、各人が体験した個別の被害事実（事情）だけを損害と捉えて、原告毎に個別の損害事実を全て立証することは不可能である。また、そのような個別の損害を算定して積算するのでは、本件における被害の実態を適正に理解し、評価することが出来ない。

そこで、これら個別の諸事情を損害事実と捉えるのではなく、むしろ、避難生活によって多数の被害者に生じたこれらの多様な諸事情を、本質的に同質性を持つ損害として包括的に把握することにより、適切な損害事実を構築して、損害を評価することが求められる。このような包括的損害把握によって、原告が構成・主張しているのが、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という2つの損害事実である。

2 故郷喪失慰謝料

(1) 故郷喪失慰謝料における「損害事実」

故郷喪失慰謝料における損害事実は、「故郷の喪失」すなわち、地域生活利益（包括的生活利益）の破壊と喪失という被害である。生活と生産を支える諸条件が、総体として破壊・喪失されることを意味する。より具体的に言えば、地域における「人と自然のかかわり」、人ととのつながり」、そしてその長期的継続性の剥奪である。

このような諸条件は、人間にとて固有性と長期継承性を持つ価値であり、かけがえのない意味を有する。そして、これらの破壊は再生不可能な不可逆的喪失であるから、その破壊・喪失は深い喪失感という精神的打撃を伴う。このような故郷の喪失という損害事実によって、有形無形の財産的損害と、様々な精神的価値の喪失・精神的苦痛を受けたことが、ふるさと喪失損害（慰謝料）の内容をなす。

(2) 個別の被害事実（具体的な体験）の位置づけ

故郷喪失損害（慰謝料）は、以上のような損害事実であるところ、各原告が実際に体験する個別・具体的な被害事実は、極めて多様であり、原告ごとに様々に異なる事実である。従って、「故郷の喪失」という損害事実を基礎づける具体的な事情（被害事実）は、各原告にとって同じではないし、全部の原告が共通して体験した被害事実は、存在しないとも思われる。しかし、「故郷の喪失」という損害事実は、本質的な同質性を持つ被害として、全ての原告に共通して認められるのである。

その意味で、原告 A だけが体験した被害事実や、原告 B だけが体験した被害事実も存在するところ、地域の状況を含めて、これらの全てが、全ての原告にとって認められる「故郷の喪失」という損害事実の内容となってい る。しかし、それは「他人の損害」を当該原告の損害として認定したのではなく、全ての原告が被った損害である。むしろ、多くの原告らによって重層的に証明された多様な被害事実・実態が、包括的に評価されることによつて、故郷喪失損害という顕著な損害事実の存在と内容が明らかになったといえる。

(3) 請求額（一律請求）の意味

従って、各原告が被った損害は、各自が体験した具体的な事実としては異なるものであるし、損害の程度も各異なるのであるところ、損害額が 200 0 万円を下回る原告はいないという意味で、全ての原告にとって「最低限認められる損害額」として、金 2000 万円と評価したものである。

3 避難慰謝料

(1) 避難慰謝料における「損害事実」

避難慰謝料における損害事実は、避難生活における「日常生活阻害」である。すなわち、避難を強いられた生活における、不安、不自由、不便、心身の苦痛とストレス等の総体が、ここでの損害事実である。

(2) 他人の損害ではないこと

ここでも、各原告が避難中に具体的に体験した個別の被害事実は多種・多様であって、それぞれ異なるものである。各自が、日常生活阻害という意味

を持つ共通の体験をしているとしても、具体的な事実は個別であり、全ての原告が共通して体験した被害事実はほとんど存在しないし、損害の程度も同一ではない。

しかし、それらは「他人の損害」などではなく、多くの原告らによって多様な被害体験が、むしろ重層的に証明されている。このような多様な被害事実・実態が、包括的に評価されることによって、原告全部にとって本質的な同質性を持つ避難慰謝料という損害の損害事実の存在と内容が、明らかになったといえる。

(3) 請求額（一律請求）の意味

従って、各原告が被った損害は、各自が体験した具体的な事実としては異なるものであるし、損害の程度も同じではない。しかし、これを包括的に捉えた上で、損害額が月額50万円を下回る原告はいないという意味で、全ての原告にとって「最低限認められる損害額」として、一人月額50万円と評価した。

3 損害主張・立証の対象と内容

以上のとおり、原告らの立証課題は、原告A、原告B・・・の全員に共通する損害事実の発見と積算ではないし、原告A、原告B・・・の各人ごとに異なる内容の、個別の損害の積算でもない。

原告は、原告らにとって同じ損害事実である「故郷の喪失」や「避難慰謝料」の要素たる、原告A、原告Bがそれぞれに体験した個別の事実を主張・立証することにより、これら2つの慰謝料の損害事実の存在を明らかにする。

従って、全ての原告についての立証は不要であり、代表原告によって証明された事実について、包括的損害評価により、これらの損害を認定することが出来る。

以上